

糸満市非課税世帯臨時特別給付 (7万円/1世帯)のご案内

- この給付金は、国からの交付金「低所得世帯支援枠」の拡充に伴い、引き続き、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、低所得世帯（住民税非課税世帯） **1世帯あたり**に **7万円**を追加給付するものです。
- 受給するためには、**手続きが必要な場合**があります。

【注意事項】

前回実施した3万円給付では、「世帯全員が課税者から扶養を受けている世帯」も給付対象としていましたが、今回の7万円給付では、支給対象外となります。

【具体例】

- ①親（課税）に扶養されている（非課税）の単身世帯
- ②子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）



給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

申請（返送）期限

令和6年 **5月31日** (消印有効)

(注)期限までに提出がない場合は、受給を辞退したものとみなし、給付金は支給されません。

支給対象・手続方法

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

※世帯全員が住民税を課税されている方の扶養を受けている場合は、受給できません。

基準日（令和5年12月1日）時点で
糸満市に住民登録があり、
世帯全員の令和5年度の
「住民税均等割が非課税」の世帯

- ・DV等避難世帯
- ・課税内容の変更によって非課税となった世帯 など

糸満市から①②③いずれかが届きます。

- ① **「お知らせ」** 内容を確認してください。
- ② **「確認書」** 期日までに返送してください。
- ③ **「申請書」** 期日までに返送してください。

申請が必要です

申請（返送）期限
令和6年5月31日（金）

給付金の支給手続き

◆住民税非課税世帯



【QRコード】
詳細は市ホームページ
でご確認ください。

支給対象世帯へ次の書類のいずれかをお送りします。

①お知らせ

世帯全員の**令和5年度住民税均等割が非課税**
で、令和5年に実施した非課税世帯給付金
(3万円)を受給した世帯の場合

※**令和6年2月上旬以降順次送付**を予定しております。

**返送不要
です！**

②確認書

世帯全員の**令和5年度住民税均等割が非課**
税で、令和5年1月1日以前から糸満市に
お住まいの場合（上記①の世帯を除く）

※**令和6年2月上旬以降順次送付**を予定しております。

内容を確認し必要
事項を記入
(書類添付)
のうえ
**返送して
ください**

③申請書

世帯の中に、令和5年1月2日以降に糸満市外
から転入した方がいる場合または令和5年度
(令和4年分収入) 未申告の方がいる場合

※**令和6年2月上旬以降順次送付**を予定しております。

※原則、郵送での提出
(返送)をお願い
しております。

- ・基準日(令和5年12月1日)において、糸満市以外の市区町村に住民票がある方については、基準日時点の市区町村にお問い合わせください。
- ・申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。また、意図的に虚偽の申告をした場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

給付金に関する
「振り込め詐欺」や「個人
情報の搾取」にご注意く
ださい。

警察相談専用電話(# 9110)

配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方へ

配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくことで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができる場合があります。詳しくは、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

糸満市臨時特別給付金担当窓口（窓口でのご相談は予約制です）

糸満市役所1階ロビーに担当窓口を設置しています。窓口でのご相談は予約制となっていますので、ご予約はコールセンターまでご連絡ください。

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市臨時特別給付金コールセンター

0120-824-288

8:30~17:00 ※土日、祝日は除きます

